

介護職員処遇改善補助金事業スケジュール (R6. 2~5サービス提供分)

R6. 1. 30現在

	令和6年												令和7年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■賃上げ事業の実施(賃金改善) ○介護職員等の賃上げ(法人⇒介護職員等) ※賃上げは毎月実施すること。		2月~5月分(補助金)				6月分以降は、加算(報酬)に一本化									
■補助金申請の手続き(法人⇄沖縄県) ○交付申請(処遇改善計画書) (事業者⇒県)		計画書提出の周知	4月15日 ×切	○沖縄県高齢者福祉介護課HPから電子申請で受付する予定。 ○5月に新規指定を受ける事業者については、新規指定後、速やかに交付申請を依頼 ○事業所の廃止、法人合併、交付決定額に変更がある場合など、事業計画に変更が生じる場合には変更承認申請が必要。											
○審査・交付決定・通知 (県⇒事業者)		審査及び交付決定、通知													
○補助金の支出 (県⇒事業者)		2~4月分		5月分	過誤、月遅れ分		1) 通常の支払い期間は、2月~5月分の報酬請求分に対して支払い。 2) 2ヶ月間の月遅れ請求に対応(8月から9月に支払い)								
○実績報告(処遇改善実績報告書) (事業者⇒都道府県)												10月末×切			
○審査・額の確定・通知 (県⇒事業者)												確定後、随時通知(変更含む)			
○返還等手続き(過誤調整・過払いの場合) (事業者⇒都道府県)												請求の過誤により報酬額を上回る返納が生じた場合は、過誤調整県で返還対応を行う。			
■補助金の支給の流れ(国保連、県、事業所) ○介護報酬請求 (事業者⇒国保連合会)		2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	月遅れ								
○介護報酬審査 (国保連合会)		2月分	3月分	4月分	5月分	月遅れ分		月遅れ分							
○補助金額の算出 (国保連合会⇒県が支出:上段の処理)		各月の総報酬にサービス毎の交付率を乗じて算出。			2~4月分	5月分	月遅れ分		月遅れ分						
○交付額の通知※県の行う支出に関する通知とは異なる (国保連合会⇒事業者)		2月~4月分は、6月末にまとめて通知				2~4月分	5月分	月遅れ		月遅れ分					

注：同スケジュールは案の為変更になる場合があります。